

# 那覇市立真地小学校いじめ防止基本方針

令和4年3月 改訂

那覇市立真地小学校

## 1 本校の基本方針

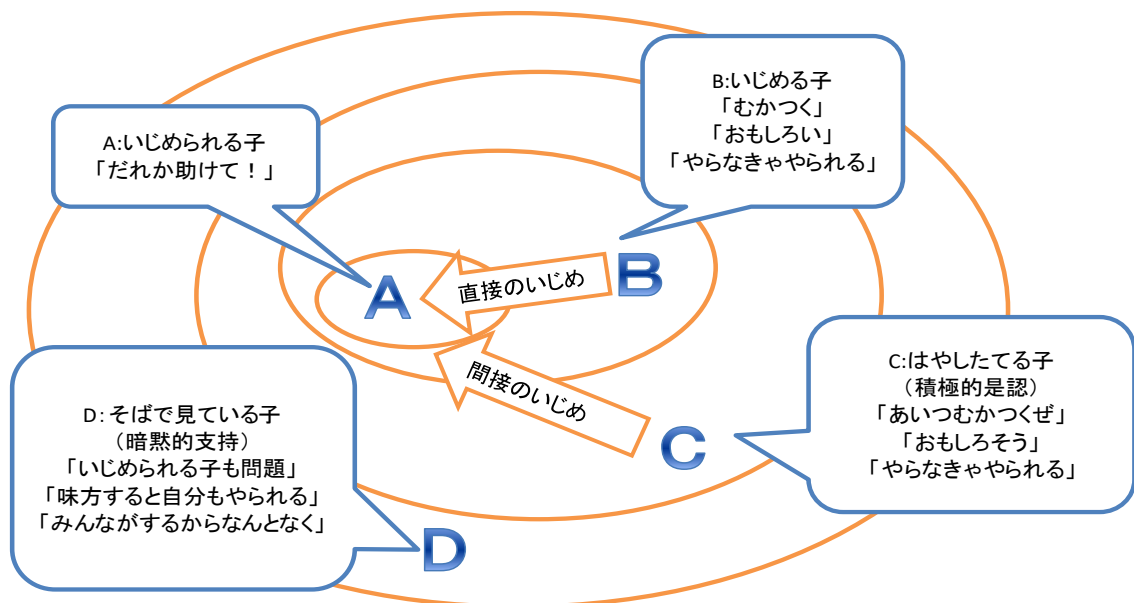
平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。この法は社会総掛かりでいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律である。ここに定める「真地小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」第13条の「学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める」ことを踏まえたものである。

また、いじめ問題への防止対策及び対応等に関する措置を実行的に行うため、校内の複数の教職員、関係職員、専門的な知識を有する者その他関係者などで「校内いじめ防止対策委員会」を組織し（第22条）、いじめ発生時には校内いじめ防止対策委員を中心に組織的な対応を行い、関係機関とも連携していじめ解消に向けた指導等を積極的に行う。（第23条）

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの4層構造



### (3) いじめを防止するための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。「いじめはどの学校・どの学級でも起こり得るものである。」との認識に立ち、本校では、これを放置することがないように、いじめ問題に関する児童

の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的組織的に取り組む。
- ② 学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ③ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携と協力に努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ④ 子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める子どもの育成を目指す。

## 2 学校の現状

各学年平均3クラスの比較的中規模校である。本校は授業への参画や環境整備等、地域有志や保護者の教育活動への関わりが顕著な学校である。令和4年12月に行った小中一貫教育の生徒指導部におけるアンケート「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という項目に置いては、肯定的意見が学校全体で92%を示しているものの、子ども同士の小さなトラブルは多々見られる。

また、不登校や30日以上欠席児童、または学校不適應等、いわゆる心の悩みを抱え、教育相談支援員やスクールカウンセラーとの関わりを持っている児童も比較的多い。

いじめはどこの学級でもいつでも起こりうるということが言われているが、不登校や教育相談に関わるこのような本校の課題がいじめ等との関連がないかも念頭に置きながら、その課題解決に向けて粘り強く取り組んでいる。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

### (1) 日常的な指導体制

#### ① 校内指導体制及び関係機関との連携

- ・ 教育相談担当、生徒指導主事、人権教育担当、道徳主任、特活担当等それぞれの役割を明確にし、それぞれの立場でいじめ防止に向けての取り組みの充実並びに連携を図る。
- ・ 関係機関の機能と役割を理解し、スムーズな連携が図れるよう連絡先を一覧にする。

#### ② こども支援委員会を毎月一回開催し、各学年の状況報告をしてもらい、必要に応じて生徒指導部会や関係機関と連携して対処する。またその情報は、職員会議等で生徒指導主事が報告し、学校全体で共有するようにする。

#### ③ 魅力ある学校づくり

魅力ある学校づくりの指針は「一人ひとりをたいせつにし、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育」の実現にある。そのためには、

- ・ 「わかりたい」「よくなりたい」の思いに答える「わかる授業」「参加する授業」の実践
- ・ その子なりの良さを認め、生徒指導四機能（前年度までの三機能+1）を生かした学級経営の充実
- ・ 生きる力の源である健康安全教育を充実させ、夢・希望を育む教育環境の醸成等に取り組む。

これらの取組を通していじめを許さない学校、そして学びたくなる魅力ある学校を皆でつくっていく。

④ 規範意識の醸成（生徒指導四機能の一つ（+1））

児童生徒は個性的であると同時に、集団生活の中で社会的存在として自己実現を図っていく。集団生活では、自分勝手な言動で他者を傷つけないという最低限のルールは守らなければならない。この他、法律、校則、学級・HRや授業のルール等を、進んで守ろうという規範意識を高めることが大切である。安心安全な学級・HR風土の中でこそ、活発な活動が行える。

⑤ 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型である。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性がある。そのため、学校生活のあらゆる場面で、「自分も1人の人間として大切にされている。」という自己存在感を感じさせることが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役だった、あるいは、他者から認められたという自己有用感を育むことが非常に大切となる。

(2) 未然防止

① 道德教育の推進

② 人権に配慮した学級運営

③ いじめ追放宣言集会の実施と道德教育・人権教育との連動

④ 人権擁護委員や弁護士会による人権教室の実施

⑤ 保護者への啓発

⑥ 人間関づくりを重視した体験活動の充実

⑦ ネットを介したトラブル防止に向けての取り組み

⑧ いじめに対する研修会の実施

⑨ 生徒指導・教育相談・特別支援部会の充実並びに職員間の情報の共有

⑩ スクールカウンセラーとの意見交換

(3) 早期発見

① 日々アンテナを広げ、児童の変容を見逃さない。

ア 児童観察，月1回のアンケート実施

イ 年2回の教育相談（ふれあいタイム）の充実

ウ SCと連携した教育相談活動の充実

エ こ小中間の連携強化

オ 地域との情報交換

② いじめの兆候に敏感になる。

ア ・登校しぶり・連続の欠席・明確な理由のない欠席・一人になることが多い

イ ・からかいの対象になる場面が多い・靴や物がなくなる等々

(4) 早期対応

① いじめの兆候が見られたら，本人や周りから聞き取りをするなど迅速に対処し，いじめに発展しないよう指導し，小さい芽のうちに摘み取る。

② いじめが発覚した際には，「校内いじめ防止対策委員会」において，解決に向け迅速な対応を行う。

③ いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れ必要な支援を行う。

※参照：沖縄県教育庁義務教育課「いじめの早期発見・早期対応」マニュアル

(5) ネット上でのいじめの対応

- ① 情報モラル教育を通して、インターネット・携帯電話・スマートフォン使用におけるマナー指導を徹底する。

(6) 指導計画

月	内容
毎月第2火曜日 毎月第 水曜日 毎月第1木曜日 毎月末 年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども支援委員会（児童理解及び情報交換）</li> <li>・職員会議（部会の報告と情報共有）</li> <li>・人権の日（全校放送での呼びかけ）</li> <li>・いじめアンケート（児童の実態調査） 無記名でも可。どの児童も記述する項目を設けている。</li> <li>・人権教室</li> </ul>
4月	・校内研修（いじめの共通理解・共通認識を図る）
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談による情報共有</li> <li>・非行防止教室</li> </ul>
6月	・第1回教育相談週間（ふれあいタイム）
7月・8月	・校内研修（講師招聘）
9月	・いじめ追放宣言朝会
11月	・第2回教育相談週間（ふれあいタイム）

(7) 学校評価における留意事項の活用（いじめ防止対策推進法第34条）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うにあたっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

これを踏まえ、学校評価の取り組みを行う。

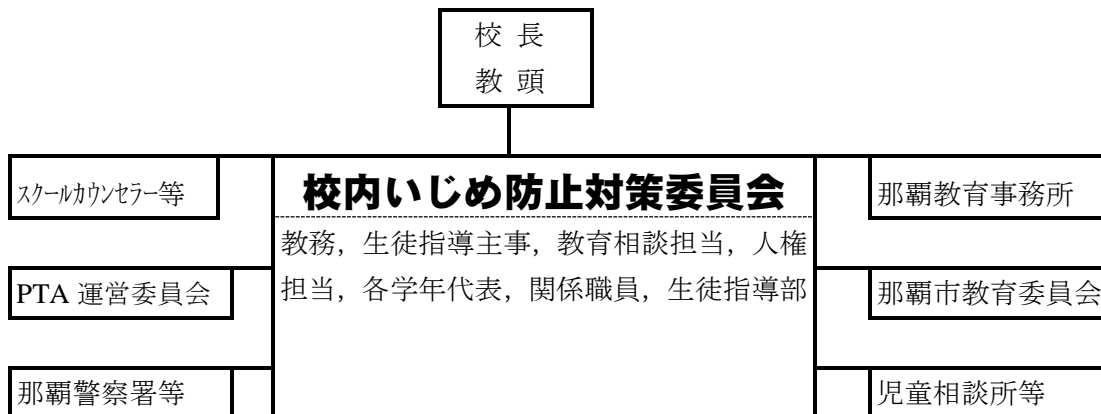
4 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 名称 「校内いじめ防止対策委員会」

※ いじめ対策主任を生徒指導主事とし、管理職を含めた生徒指導部会が兼ねる。こども支援委員会の構成は、下記の通りとし、児童がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じて関係職員を招集する。

- (2) 参加者 校長，教頭，教務，生徒指導主事，教育相談担当，人権担当，各学年代表，必要に応じて民生委員，人権擁護委員，PTA役員，地域有識者，関係機関(警察，弁護士，保護士)

(3) 組織図



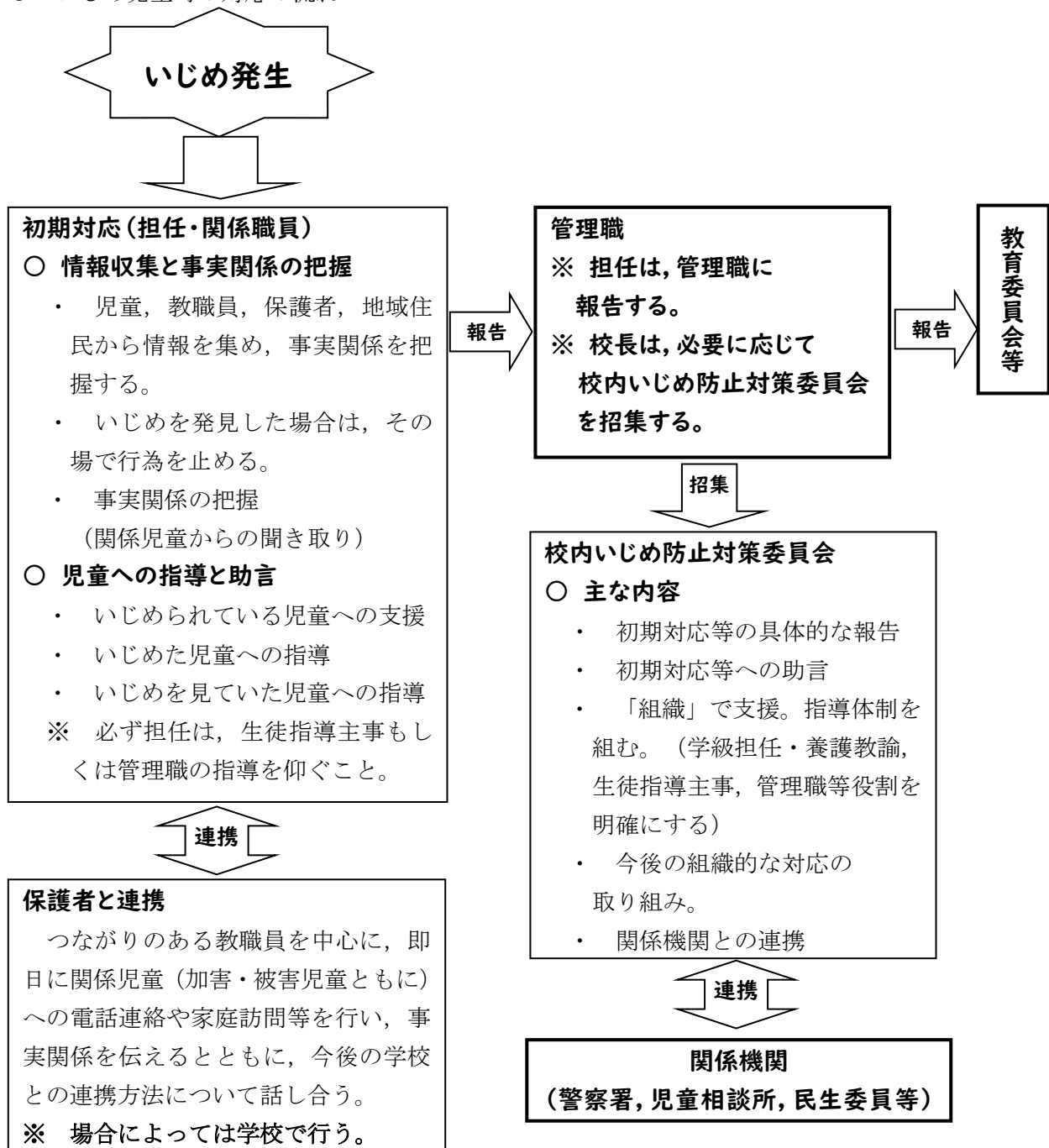
(4) 組織の役割・活動内容

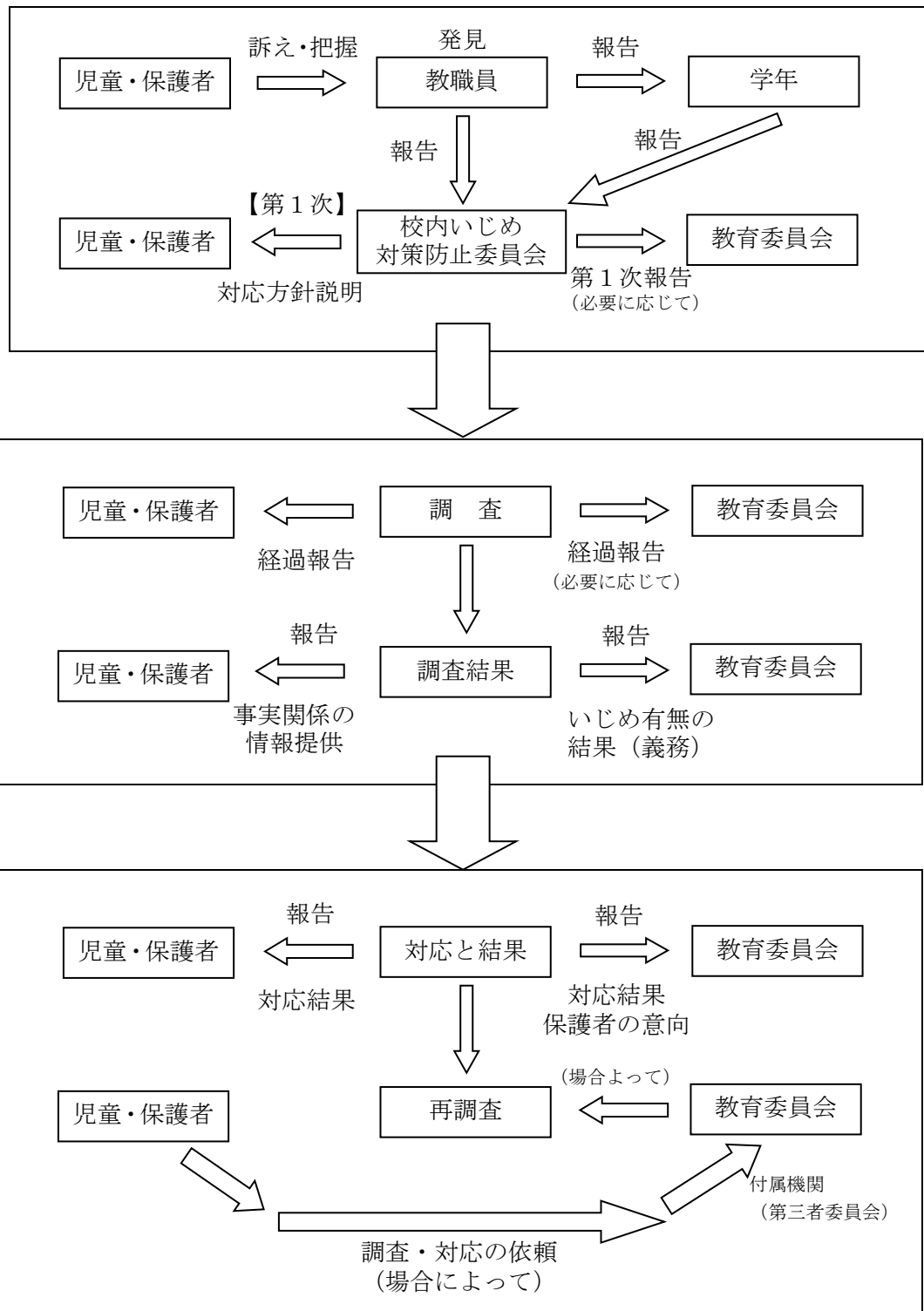
- ① 児童の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために学級学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ② いじめ事案発生に対して、組織的な対応を中心となるで行う。
- ③ 早期発見のために取り組みを積極的に実施する。
- ④ 児童や家庭に向けて、いじめ防止の啓発活動を実施する。
- ⑤ 教職員に対していじめ防止に関する研修を行う。

(5) 開催

- ① 毎月第2火曜日「こども支援委員会」を定例部会として開いているが、事案発生時などに応じて適宜開催する。

5 いじめ発生時の対応の流れ





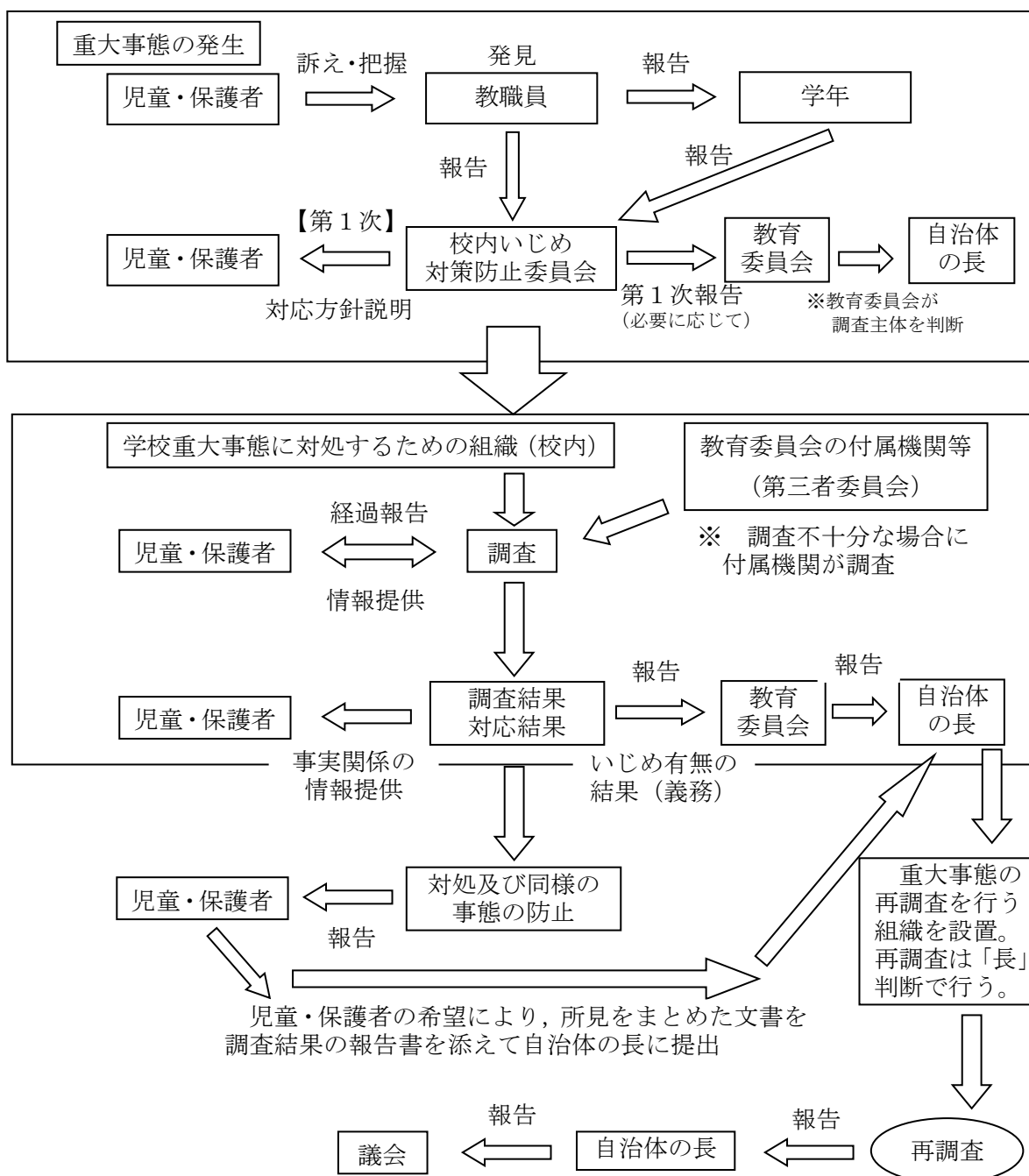
## 6 重大事態への対応

重大事態とは以下のものを意味する。(いじめ防止対策推進法 第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態の発生時には、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を那覇市教育委員会に速やかに報告する（いじめ防止対策推進法第30条）。必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を校内いじめ防止対策委員会を中核として設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対応や同種の事態の再発防止を図る。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、明らかになった事実関係、その他の必要に情報を適切に提供する。これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。



「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

7 関係機関一覧表 (R4年2月現在)

	相談窓口名称	電話番号	開設時間
2	青少年ダイヤル「なほ」	832-7867	月～金 9:00～17:00
3	沖縄県立教育センター教育相談室	933-7518 (内線223)	月～金 9:00～17:00
4	教育相談専用ダイヤル	933-7537	月～金 9:00～17:00
5	中央児童相談所	886-2900	月～金 8:30～17:15 虐待ホットライン24h無休
6	クリニックプロップ(発達相談等)	987-1233	
7	真和志第一民生委員児童員協議会		
8	那覇市教育相談課(学校教育課・教育相談課)	917-3506 917-3508	月～金 8:30～17:15
9	那覇警察書(少年課)いじめ相談窓口(担当あり)	836-0110 (内線314)	
10	那覇地方方法務局人権擁護課	854-1215	月～金 8:30～17:15
11	インターネット人権相談受付(PC、携帯)		24時間受付
12	人権擁護相談	862-9955	毎月第2月曜10:00～正午
13	子どもの人権110番	0120- 007-110	月～金 8:35～17:15
14	人権相談ダイヤル(法務省全国人権擁護連合会)	0570- 003-110	
15	那覇市青少年センター	832-7867	月～金 9:00～17:00
16	沖縄弁護士会	865-3737	
17	24時間子供SOSダイヤル	0120-0- 78310	
18	子ども若者みらい相談プラザ sorae	098- 943-5335	

8 その他

- (1) 必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。
- (2) 「真地小学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- (3) 「学校評価」結果を公表する。

参照 沖縄県教育庁義務教育課「いじめの早期発見・早期対応」マニュアル

改訂1 令和4年3月31日 規範意識の醸成について挿入する。